

証券コード 7807
(発送日 2025年5月13日)
(電子提供措置の開始日 2025年4月28日)

株 主 各 位

大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
株式会社 幸和製作所
代表取締役社長 玉 田 秀 明

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しまして、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://kowa-seisakusho.co.jp/ir/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記、東京証券取引所ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「幸和製作所」またはコードに当社証券コード「7807」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日時 2025年5月29日(木曜日)午前10時
 2. 場所 大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
株式会社幸和製作所 本社 1階
(※前回と同じ場所ですが、階が変更になっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあつての決定事項
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎お体が不自由または障がいのある株主様へ
- ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。
 - ・車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませのうえお越しく下さい。

事業報告

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、マイナス金利政策の解除に伴う金融政策の転換や円安の継続、エネルギー・物流費の高止まり、さらに中東情勢の緊迫化などにより、引き続き不透明な外部環境に置かれました。定額減税等による一時的な消費刺激も見られましたが、物価上昇と実質賃金の伸び悩みが影響し、個人消費の回復は限定的にとどまりました。

介護業界においては、高齢化の進行により歩行補助具や入浴関連製品の需要は堅調に推移しております。一方、介護人材不足や生産性向上への要請が高まっており、製品には「使いやすさ」「安全性」「デザイン性」への期待が一層高まっております。

このような状況のなか、当社グループは、2024年よりスタートした中期経営計画に基づき、「既存事業の変革と拡大」「業務の効率化」「ブランド価値の再設計」の3方針を柱に各種施策を推進いたしました。

「既存事業の変革と拡大」

当社の中期経営計画における根幹は、歩行車・シルバーカーをはじめとする介護用品・福祉用具領域の競争力強化と、事業構造の高度化にあります。既存市場の成熟化が進む一方で、高齢者人口の拡大と多様化により、製品の差別化と細分化されたニーズへの対応が急務となっております。こうした認識のもと、2024年3月に新型歩行車「ジスタ/Z i s t a」を発売しました。本製品は、駐車ブレーキ操作を不要とした新機構を搭載し、利用者の操作ミスや負担を軽減するとともに、安全性の向上と簡便な操作性を両立した革新的なモデルとなります。高齢者ご本人だけでなく、介護者や販売事業者からも高く評価され、業界のスタンダードを塗り替える製品として確かな手応えを得ており、加えて、杖・シルバーカー・入浴補助具といった製品群のラインナップ拡充も強化しております。これにより、利用者の生活動線に即したトータル提案が可能となり、「個別製品の供給」から「生活の支援」へと、当社の事業提供価値は着実に広がっています。販売チャネルについても多角化を進めており、介護保険制度を活用したレンタル市場に加え、ECや量販店など自費購入層への訴求も強化しております。製品の価格帯や使用目的に応じたマーケティングを展開し、需要の細分化に的確に対応する戦略を推進し、特にEC分野では、製品構成や価格体系の見直しや購入導線の改善などにより、収益性の向上と顧客利便性の両立を図っております。

「業務の効率化」

業務の効率化は、当社が中期経営計画において重視する重要施策の一つです。変化の激しい経営環境において、業務のスピードと品質の両立、そして働きやすさを追求する体制の構築が、企業としての持続可能性と人材競争力の源泉になると考えています。社内業務においては、属人化しやすい手続きや判断業務を中心に標準化を推進しております。特に、稟議フローの見直しや形骸化した業務の整理を進めることで、意思決定プロセスの迅速化と、実態に即した業務運用の最適化に取り組んでおります。これにより、業務負荷の平準化やボトルネックの解消が進み、突発的な業務にも柔軟に対応できる体制づくりが進展しています。

労働環境面では、残業時間の削減と有給休暇の取得促進に継続して取り組んでおり、当連結会計年度では残業時間が34%削減、有給取得率は75%と、制度運用の定着と意識の定着が成果として表れました。また、年間休日数の見直しも行い、従業員のワークライフバランスの向上に努めています。これらの取り組みは、従業員満足度の向上だけでなく、採用市場における当社の競争力強化にもつながっています。

加えて、本社社屋の改装を実施し、効率的な執務エリアの配置により部門間連携を促進しました。さらに、来客と従業員の動線を明確に分離することで、セキュリティと業務効率の両立を実現。新たに設置されたリフレッシュスペースは、従業員のコミュニケーションを活性化し、働きやすさや創造性の向上にも寄与しています。流通面では、製品在庫の適正化や輸送効率の見直しを通じて、保管コスト・配送コストの抑制に取り組んでおります。販売実績や出荷傾向の分析に基づいた在庫管理を行うことで、過剰在庫の防止と出荷対応の迅速化を両立しており、引き続き、需給バランスに応じた運用体制を整備してまいります。また、生産体制の一環として、海外自社拠点において一部製品の内製比率を高める取り組みも進めております。これは、設計・品質管理との連携強化や安定供給体制の確保を目的としたものであり、外部取引先との協調を維持しつつ、全体最適を志向した生産体制の再構築を図っています。

こうした一連の施策を通じて、当社は単なる“業務の削減”ではなく、価値を生み出すための時間・体制・環境を整備することを目指しております。今後も、業務品質とスピードの両立、そして人的資本の活性化を通じて、企業としての生産性を総合的に引き上げてまいります。

「ブランド価値の再設計」

当社グループでは、福祉用具に求められる基本的な機能性や安全性を前提としながら、使用者の暮らしや感性に寄り添った製品づくりを重視し、製品の総合的な価値向上に取り組んでおります。これまで福祉用具は“医療機器的”な無機質なデザインが主流でしたが、近年では使用者のライフスタイルや自立意欲に調和する「使いたくなる製品」への期待が高まっています。

こうした市場の変化を踏まえ、当社では2024年4月に新たなブランド「AURULA（アウルラ）」を立ち上げました。AURULAは、「日常の背景のように自然に寄り添う」をコンセプトに、使う人の生活の中に違和感なく溶け込み、日常にさりげなく寄り添う存在でありたいという想いから生まれたブランドです。単なる道具としての福祉用具ではなく、使用者の気持ちや生活の風景を大切に“生活道具”として、デザインと機能の調和を追求した製品群を

展開しています。

ブランド第一弾として発売した「前押しカート」は、滑らかなフレーム設計や質感へのこだわり、直感的な操作性など、従来のカートとは一線を画すプロダクトです。生活空間や街並みに自然と馴染む佇まいを目指し、使用者が「持つことに誇りや安心を感じられる」デザインと使い心地を追求しました。これまでの延長線上にはない、新しい視点から開発された製品として、ブランドの象徴的な存在となっています。

また、AURULAは「高齢者が使うもの」といった従来の福祉用具の固定観念にも問いを投げかける存在です。年齢や身体状況にかかわらず、自分らしく生きるすべての人々の生活に自然と溶け込む製品を目指し、福祉用具の新たな可能性を切り拓いていきたいと考えております。

現在、AURULAの世界観や価値を生活者に届けるための情報発信のあり方について、その方向性を明確にするべく取り組みを進めております。介護・福祉の枠にとらわれない表現や、顧客との新たな接点の可能性も視野に入れ、ブランド体験をより自然なかたちで伝えるための手法の整理を行っている段階です。AURULAの持つ思想や魅力を、使用者の視点に立って共感を呼ぶかたちで発信していくことが、今後のブランド浸透において重要なテーマであると捉えております。

今後は、AURULAの製品展開をさらに深めるとともに、歩行補助具の枠にとどまらない生活支援のあり方についても検討を進めてまいります。また、使用者の多様な生活スタイルや価値観に寄り添うべく、製品の設計や細部仕様における工夫を重ね、「選べる福祉用具」としての付加価値を高めてまいります。機能性と感性の両立を図りながら、“生活価値創造企業”への進化を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は2024年3月に新商品「ジスタ／Zista」を販売し、当社の主力カテゴリーである歩行関連商品の出荷が堅調に推移した結果、6,368,477千円（前年同期比0.6%減）となり、売上総利益は2,824,614千円（前年同期比4.3%減）となりました。

利益面につきましては、円安による仕入価格の高騰や運賃をはじめとする物流費高騰等の影響を受け、営業利益は797,366千円（前年同期比15.9%減）となりました。また、営業外収益として賃貸収入44,922千円および受取手数料10,861千円等、営業外費用として支払利息15,676千円および賃貸費用24,638千円等を計上した結果、経常利益は827,510千円（前年同期比11.7%減）となりました。なお特別利益としてリース解約益196,675千円および固定資産売却益61,943千円、特別損失として減損損失104,300千円およびリース解約損49,419千円等を計上した結果、税金等調整前当期純利益は929,744千円（前年同期比4.6%減）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税254,256千円および法人税等調整額41,784千円等を計上することにより、616,203千円（前年同期比13.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は322,215千円です。

その主なものは、当社建物の改装にかかる費用（179,180千円）、営業活動にかかる車両費（79,049千円）、サーバーリプレイスにかかる費用（15,000千円）および連結子会社である東莞幸和家庭日用品有限公司における新製品の金型等の取得（31,458千円）等です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使にともない、24,390株の新株式を発行し、13,414千円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年10月1日付で、パーソンケア株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 35 期 (2022年 2 月期)	第 36 期 (2023年 2 月期)	第 37 期 (2024年 2 月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	5,717,345	6,268,686	6,404,012	6,368,477
経 常 利 益 (千円)	545,808	666,626	936,869	827,510
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	400,961	438,308	710,429	616,203
1株当たり当期純利益 (円)	88.57	88.58	154.70	144.89
総 資 産 (千円)	5,028,666	5,156,342	4,816,840	4,888,061
純 資 産 (千円)	2,248,549	2,481,021	2,478,278	3,004,767
1株当たり純資産額 (円)	441.17	501.52	563.73	703.72

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 35 期 (2022年 2 月期)	第 36 期 (2023年 2 月期)	第 37 期 (2024年 2 月期)	第 38 期 (当事業年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	4,293,638	4,445,259	4,657,524	4,557,262
経 常 利 益 (千円)	474,445	483,798	737,784	516,507
当 期 純 利 益 (千円)	357,938	322,173	573,513	335,850
1株当たり当期純利益 (円)	79.06	65.11	124.89	78.97
総 資 産 (千円)	3,900,032	3,695,725	3,606,097	3,419,191
純 資 産 (千円)	2,015,241	2,084,613	1,876,014	2,046,418
1株当たり純資産額 (円)	404.44	430.96	438.71	493.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社秀一であり、同社は当社の株式を2,285,020株（持株比率55.1%）保有しており、同社は資産管理運用業を営んでおります。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
東莞幸和家庭日用品有限公司	4,700千USD	当社直接 所有100%	福祉用具・介護用品の製造、OEM の製造・販売
株式会社ネクストケア・ イノベーション	49,500千円	当社直接 所有51%	インターネット等を利用した福祉用 具・介護用品の販売
株式会社幸和ライフゼーション	20,000千円	当社直接 所有100%	福祉用具の貸与（レンタル）および 販売
株式会社シクロケア	10,000千円	当社直接 所有100%	介護保険対象品目となる福祉用具お よび特定福祉用具の製造・販売
パーソンケア株式会社	5,000千円	当社直接 所有100%	福祉用具の貸与（レンタル）および 販売

(注) パーソンケア株式会社は、株式の新規取得により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な発展のための礎となる経営基盤の強化と確立に向けて、以下の事項を重要な経営課題と認識し、今後、優先的に取り組んでまいります。

① 製品・販売チャネルの拡充

当社グループは、歩行補助具を主力に自費市場での展開を進めてきました。近年では、介護保険対象の入浴補助具や住宅改修用製品にも領域を広げ、製品ラインナップの拡充を図っています。2024年3月に発売した新型歩行車「ジスタ/Z i s t a」は、簡便な操作性と高い安全性を両立した革新的製品として市場の評価を得ており、生活動線全体を支える提案型展開の中核となっています。また、介護保険レンタルに加え、EC・量販店を通じた自費市場向けの販売も強化しており、価格帯や用途に応じた販売戦略を展開しています。

今後も製品群の最適化と販売チャネルの多様化を進め、事業領域の拡大と収益基盤の強化を図ってまいります。

② シニア関連サービスの拡充と開発力の強化

当社グループは、ECおよび福祉用具貸与サービスを通じて、シニアの生活を支える体制を構築しています。EC事業では利便性と収益性を両立し、貸与事業では地域密着型のサービス提供により顧客基盤を強化しております。

こうした現場の声を迅速に製品開発へ反映できることは、当社の強みです。高齢者の多様なニーズに応えるには、「機能性」だけでなく「使いやすさ」や「デザイン性」も重要であり、今後も製販レンタルの連携強化と人材育成を通じ、ユーザー起点の開発力を高めてまいります。

③ ブランド価値の再設計

福祉用具のイメージ刷新を図るべく、2024年4月に新ブランド「AURULA（アウルラ）」を立ち上げました。日常に自然に溶け込む製品を目指し、第一弾の「前押しカート」は高い質感と操作性で新たな価値を提供しております。

また、年齢や身体状況にとらわれず、すべての人に“自分らしさ”を届ける製品づくりを通じて、福祉用具の枠を超えた価値提案を進めています。今後もブランドの世界観を強化し、当社の存在価値の向上を図ってまいります。

④ 品質管理体制の強化

当社グループでは、設計プロセス、開発プロセスさらに生産プロセスにおけるすべての品質管理体制の見直しを適時に行うことにより、安心・安全かつ高品質を担保するため、不良率の低減に向けた品質管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑤ 生産管理体制の強化

東莞幸和家庭日用品有限公司（当社連結子会社）において、部材等の調達原価の低減、生産工程内での不良率の低減および当社からの発注予測情報（フォーキャスト）の共有による生産リードタイムの短縮など、効率的な生産管理体制の強化に取り組み、製品の安定供給に努めてまいります。

⑥ 組織機能の向上および人材の育成

当社グループは、持続的な企業価値の向上を図るため、また、あらゆる経営課題を克服するためにグループ内の組織機能の関連性を強化し、継続して向上させることが課題と認識しております。当社グループはこれらの組織機能を支える重要な要素である人材について、かねてよりOJTや社内外の研修を通じてその育成に努めておりますが、今後も経営環境の変化に対して機動的に対応できる人材の確保および育成は、継続的な課題であると認識しております。社員一人ひとりの基礎力強化、教育体制の整備を推進し、人材育成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

事業区分	事業内容
介護用品・福祉用具製造販売事業	介護用品・福祉用具の製造、OEMの製造・販売
介護サービス事業	福祉用具の貸与（レンタル）および販売
EC事業	インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の通信販売

(6) 主要な営業所および工場 (2025年2月28日現在)

① 当社の主要な事業所

本社：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
関東営業所：東京都江戸川区本一色一丁目23番8号
九州営業所：福岡県大野城市山田三丁目2番5号
(注) 関東営業所は、2025年1月8日をもって同区内で移転しております。

② 子会社の事業所

東莞幸和家庭日用品有限公司：Shichang Road, Sangyuan Industrial park, Dongcheng District, Dongguan City, China.
株式会社ネクストケア・イノ：福岡県北九州市八幡西区皇后崎町10番3号
ベーション
株式会社幸和ライフゼーション：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
株式会社シクロケア：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
パーソンケア株式会社：大阪府堺市中区土塔町3206番地1-5
(注) 1.株式会社幸和ライフゼーションは、2024年9月1日をもって東京都江戸川区から大阪府堺市堺区に移転しております。
2.パーソンケア株式会社は、2025年2月1日をもって同区内で移転をしております。

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
介護用品・福祉用具製造販売事業	200名 (7)名	6名減 (3名増)
介護サービス事業	15 (2)	10名増 (2名増)
EC事業	3 (9)	1名増 (2名減)
合計	218 (18)	5名増 (3名増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55 (4)名	3名増 (-)	40歳	8年10ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	250,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	80,000
株式会社みずほ銀行	24,104
合計	354,104

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月1日付で、パーソンケア株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,500,000株
- ② 発行済株式の総数 5,025,970株 (自己株式877,134株を含む)
- ③ 株主数 2,206名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 秀 一	2,285,020株	55.08%
玉 田 秀 明	247,260	5.96
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	150,400	3.63
光 通 信 株 式 会 社	149,500	3.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	81,900	1.97
野 村 證 券 株 式 会 社	54,470	1.31
野 田 泰 義	50,000	1.21
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	21,200	0.51
目 野 直 美	20,000	0.48
川 崎 伸	16,500	0.40

- (注) 1. 当社は、自己株式を877,134株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使にともない、24,390株の新株式を発行し、資本金および資本準備金がそれぞれ6,707千円増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第4回新株予約権	376個	11,280株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 2	2018年1月16日から 2025年12月24日まで
第5回新株予約権	416個	12,480株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 3	2019年2月2日から 2027年1月29日まで

(注) 1. 2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「発行価額」および「払込金額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、または従業員の地位にあることを要するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、または従業員の地位にあること、もしくは当社が認めた外部協力者であることを要するものといたします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況該当事項はありません。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年 2月 28日 現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	玉 田 栄 一	
代表取締役 社長	玉 田 秀 明	株式会社秀一 代表取締役
取 締 役	植 田 樹	株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役 株式会社シクロケア 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	高 森 裕 行	東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 株式会社ネクストケア・イノベーション 監査役 株式会社幸和ライフゼーション 監査役 株式会社シクロケア 監査役
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 伸 隆	加藤会計事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	白 坂 一	弁理士法人白坂 所長 株式会社AI Samurai 代表取締役社長 経済産業省 Healthcare Innovation Hubアドバイザー 国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 客員教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加藤伸隆氏、白坂一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役(監査等委員)加藤伸隆氏、白坂一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)加藤伸隆氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、高森裕行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度まで限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員等の報酬等については、その総額の上限を株主総会の決議で定め、個人別の具体的な支給額については内規に基づき、会社業績・各人の職務の執行状況等を考慮のうえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会で決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬等の制度の概要および個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する連結当期純利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等により構成いたします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して、総合的に勘案して決定するものといたします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給限度額として当社の業績および取締役の業績に基づき支給の有無・支給額を取締役会にて協議の上で決議し、賞与として毎年一定の時期に支給するものといたします。なお、非金銭報酬等の支給については現在予定をしておりません。

4. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等をベンチマークとして、業績連動報酬等の支給基準を各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じた事業年度の基本報酬の年間総額に対する掛率を最大で30%とする基準を段階的に設けた上で、この割合の範囲内で、取締役会で協議して個人別の報酬等を決定するものとしています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については取締役会の決議にて決定するものとしています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしています。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2021年5月28日開催の第34期定時株主総会において年額300,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2021年5月28日開催の第34期定時株主総会において年額30,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役（監査等委員除く） （うち社外取締役）	180,000 (-)	180,000 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,651 (2,646)	9,651 (2,646)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	189,651 (2,646)	189,651 (2,646)	- (-)	- (-)	6 (2)

ニ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ホ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）加藤伸隆氏は加藤会計事務所所長であります。当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。
- ・社外取締役（監査等委員）白坂一氏は、弁理士法人白坂所長であり、また株式会社A I S a m u r a i 代表取締役社長、経済産業省 H e a l t h c a r e I n n o v a t i o n H u b アドバイザー等を兼任しておりますが、当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 加藤伸隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 白坂一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、弁理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって配当の決定を行うことができるよう定款に定めております。また、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけております。将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対し当該事業年度の収益に応じた利益配当を安定的に実施していくことを基本方針としております。

② 剰余金の配当の状況

当事業年度末(2025年2月28日)を基準日とする期末配当金につきましては、1株当たり12円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,849,238	流 動 負 債	1,818,561
現金及び預金	1,687,799	支払手形及び買掛金	891,207
受取手形及び売掛金	856,126	短期借入金	330,000
商品及び製品	1,097,953	1年内返済予定の長期借入金	24,104
仕掛品	19,949	リース債務	36,887
原材料及び貯蔵品	82,302	未払金	355,596
その他	105,106	未払法人税等	87,310
固 定 資 産	1,038,823	賞与引当金	25,787
有 形 固 定 資 産	812,898	その他	67,667
建物及び構築物	181,442	固 定 負 債	64,732
機械装置及び運搬具	52,520	リース債務	2,510
土地	328,288	資産除去債務	1,098
リース資産	800	退職給付に係る負債	385
使用権資産	82,862	その他	60,737
その他	166,984	負 債 合 計	1,883,293
無 形 固 定 資 産	52,920	(純 資 産 の 部)	
リース資産	3,087	株 主 資 本	2,733,039
その他	49,833	資本金	61,847
投 資 そ の 他 の 資 産	173,003	資本剰余金	1,629,570
投資有価証券	122,933	利益剰余金	2,035,185
繰延税金資産	33,671	自己株式	△993,563
その他	16,405	その他の包括利益累計額	186,585
貸倒引当金	△7	その他有価証券評価差額金	△18,909
資 産 合 計	4,888,061	為替換算調整勘定	205,495
		非支配株主持分	85,142
		純 資 産 合 計	3,004,767
		負 債 純 資 産 合 計	4,888,061

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	6,368,477
販売費	3,543,862
営業	2,824,614
受受受賃補為そ	2,027,248
営業	797,366
受受受賃補為そ	5,211
営業	82
受受受賃補為そ	10,861
営業	44,922
受受受賃補為そ	22
営業	10,608
受受受賃補為そ	11,129
営業	82,838
受受受賃補為そ	15,676
営業	24,638
受受受賃補為そ	12,379
営業	52,694
受受受賃補為そ	827,510
営業	61,943
受受受賃補為そ	196,675
営業	258,618
受受受賃補為そ	193
営業	181
受受受賃補為そ	2,289
営業	104,300
受受受賃補為そ	49,419
営業	156,384
受受受賃補為そ	929,744
営業	254,256
受受受賃補為そ	41,784
営業	296,041
受受受賃補為そ	633,703
営業	17,499
受受受賃補為そ	616,203

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,752,464	流動負債	1,279,882
現金及び預金	353,666	支払手形	15,711
受取手形	127,054	買掛金	557,031
売掛金	444,165	短期借入金	330,000
商貯蔵品	769,053	1年内返済予定の長期借入金	24,104
前払費用	53	リース負債	3,168
未収入金	18,251	未払費用	210,324
その他	35,357	未払法人税等	9,714
	4,860	前受り金	58,516
固定資産	1,666,727	預り金	441
有形固定資産	639,711	賞与引当金	23,427
建物	156,243	前受り金	24,711
構築物	18,438	返金負債	1,205
車両運搬具	47,602	固定負債	92,890
工具、器具及び備品	88,338	長期借入金	90,000
土地	328,288	リース負債	1,407
リース資産	800	退職給付引当金	385
無形固定資産	11,454	その他	1,098
ソフトウェア	7,791	負債合計	1,372,773
リース資産	3,087	(純資産の部)	
その他	576	株主資本	2,065,328
投資その他の資産	1,015,561	資本金	61,847
投資有価証券	120,953	資本剰余金	1,629,570
関係会社株	722,731	資本準備金	808,893
出資金	4,141	その他資本剰余金	820,676
長期貸付金	226,046	利益剰余金	1,367,474
長期前払費用	2,331	その他利益剰余金	1,367,474
繰延税金資産	28,228	繰越利益剰余金	1,367,474
その他	2,047	自己株式	△993,563
貸倒引当金	△90,920	評価・換算差額等	△18,909
		その他有価証券評価差額金	△18,909
資産合計	3,419,191	純資産合計	2,046,418
		負債純資産合計	3,419,191

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		4,557,262
販売費		2,695,628
営業		1,861,634
受取		1,427,088
受取		434,545
受取	1,019	
受取	82	
受取	10,861	
受取	48,943	
受取	4,440	
受取	12,654	
受取	6,644	84,646
受取		
受取	2,292	
受取	391	2,684
受取		516,507
受取	193	
受取	0	
受取	4,572	
受取	18,632	
受取	2,289	25,687
受取		490,819
受取	142,171	
受取	12,797	154,969
受取		335,850

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

株式会社幸和製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	川 越 宗 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	玉 田 優 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸和製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重

要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性

が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

株式会社幸和製作所
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	川 越 宗 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	玉 田 優 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2024年3月1日から2025年2月28日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な

誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実

性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）については、会計監査人東陽監査法人与協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応も取締役により適切に図られており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年4月25日

株式会社幸和製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 高 森 裕 行 印

監 査 等 委 員 加 藤 伸 隆 印

監 査 等 委 員 白 坂 一 印

監査等委員 加藤伸隆および白坂 一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	玉田 栄一 (1950年10月1日生)	1987年10月 当社設立 代表取締役社長 2002年5月 幸和（香港）有限公司 董事 2005年5月 当社 取締役会長 2010年12月 当社 代表取締役会長 2017年5月 当社 取締役会長（現任）	一株
2	玉田 秀明 (1978年1月5日生)	1996年4月 当社入社 1997年12月 当社 取締役 2002年5月 幸和（香港）有限公司 董事兼総経理 2005年5月 当社 代表取締役社長（現任） 2011年7月 東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 2019年3月 株式会社幸和ライフゼーション 取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社秀一 代表取締役	247,260株
3	植田 樹 (1988年1月24日生)	2010年4月 当社入社 2018年6月 当社 執行役員営業本部 本部長 2018年11月 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役（現任） 2019年10月 当社 執行役員経営企画室室長 2020年5月 当社 取締役（現任） 2022年1月 株式会社シクロケア 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役 株式会社シクロケア 取締役	900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者玉田秀明氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 各候補者は現在当社の取締役であり、当社における地位および担当は、略歴に記載のとおりであります。
4. 当社は、役員等賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">たか もり ひろ ゆき 高 森 裕 行 (1965年12月15日生)</p>	<p>1991年4月 竹田廣彦税理士事務所入所 1996年2月 日本振興株式会社入社 1999年10月 ハイテック株式会社入社 2004年11月 ブルーエクスプレス株式会社入社 2006年4月 株式会社かんでんジョイライフ(現ALSO OKジョイライフ株式会社)入社 2015年1月 当社入社 2015年3月 当社経営管理部部長 2019年10月 当社経営企画室マネージャー 2020年5月 当社内部監査室室長 2021年5月 東莞幸和家庭日用品有限公司 監事(現 任)、株式会社ネクストケア・イノベーション 監査役(現任)、株式会社幸和ライ フゼーション 監査役(現任)、株式会社 シクロケア 監査役(現任) 2023年5月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 株式会社ネクストケア・イノベーション 監査役 株式会社幸和ライフゼーション 監査役 株式会社シクロケア 監査役</p>	3,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かとう のぶ たか 加藤 伸 隆 (1973年5月10日生)	1998年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2002年5月 公認会計士登録 2003年1月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所 2003年2月 税理士法人陽光入所 2003年9月 税理士登録 2013年7月 加藤会計事務所開設 所長（現任） 2021年5月 当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 加藤会計事務所 所長	一株
3	しらか さか はじめ 白坂 一 (1977年6月14日生)	2003年4月 富士フイルム株式会社入社 2011年4月 白坂国際特許事務所（現弁理士法人白坂）開設 所長（現任） 2012年6月 株式会社UBICパテントパートナーズ 代表取締役社長 2015年9月 株式会社AI Samurai 代表取締役社長（現任） 2016年1月 ヴイストン株式会社 社外取締役 2019年6月 経済産業省 Healthcare Innovation Hubアドバイザー（現任） 2021年4月 一般社団法人日本知的財産協会 関東電気機器業種担当者役員 2023年5月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2024年4月 国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 客員教授（現任） （重要な兼職の状況） 弁理士法人白坂 所長 株式会社AI Samurai 代表取締役社長 経済産業省 Healthcare Innovation Hubアドバイザー 国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 客員教授	一株

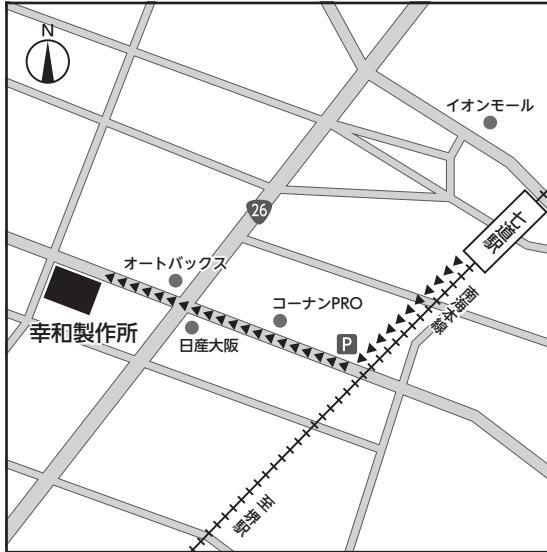
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者高森裕行氏、加藤伸隆氏、白坂一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各候補者が監査等委員である取締役役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 候補者高森裕行氏は、当社経営管理部長、内部監査室長等で培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の監督および監査を行っていただくため、監査等委員である取締役役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者加藤伸隆氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士、税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の監督および監査を行っていただくため、監査等委員である社外取締役役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者白坂一氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、直接経営に関与した経験はありませんが、企業経営および学識経験者として培われた豊富な経験と専門知識に基づき、中立的な立場から取締役の職務の監督および監査を行っていただくため、監査等委員である取締役役として選任をお願いするものであります。
6. 候補者加藤伸隆氏および白坂一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役役であります。監査等委員である社外取締役役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、加藤伸隆氏が4年、白坂一氏が2年であります。
7. 候補者加藤伸隆氏、白坂一氏は、社外取締役の候補者であります。なお、加藤伸隆氏、白坂一氏の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、加藤伸隆氏、白坂一氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、役員等賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

メ モ

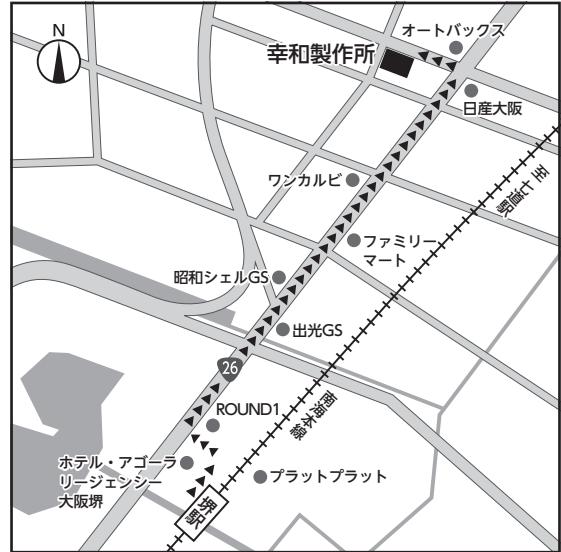
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1
株式会社幸和製作所 本社 1階
TEL 072-238-0605（総務部）



交通 南海本線七道駅
南海本線堺駅



出口より 徒歩約10分
西出口より 徒歩約20分